

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外19名

被告 群馬県知事外1名

請求の趣旨の変更申立書

2005(平成17)年12月9日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名

第1 請求の趣旨の変更

原告らは、本件訴状の請求の趣旨4項を次のとおり変更する。

記

- 4 被告群馬県知事は、群馬県を代表して次の各損害賠償請求をせよ。
 - (1) 債務者小寺弘之(平成16年9月10日以前の1年間において群馬県知事の地位にあった者)に対し、金2億6939万8000円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金
 - (2) 債務者野口尚士(平成15年9月10日から同年12月31日までの間において群馬県企業管理者の地位にあった者)に対し、金1億9486万7810円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金
 - (3) 債務者関根宏一(平成16年1月1日から同年9月9日までの間において群馬県企業管理者の地位にあった者)に対し、金7億8145万0695円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

第2 変更の理由

- 1 原告らは、本件訴状の請求の趣旨4項において、地方自治法242条の2第1項4号の請求を求めた。

2 ところが、被告らの準備書面(3)に基づく主張によれば、平成16年9月10日以前の1年間に被告らが支出した負担金等の金額は、以下のとおりである。

(1) 群馬県知事の支出金

河川法60条に基づく負担金支出状況

ア 平成15年9月10日支出 139万8000円

イ 平成16年度の支出 0円

一般会計から水道事業に対する繰出金の支出状況

ア 平成16年3月31日支出 2億6800万円

イ 平成16年度の支出 0円

以上の総支出合計金2億6939万8000円

(2) 群馬県企業管理者の支出金

特定多目的ダム法7条に基づく負担金の支出状況

ア 水道事業

a 平成15年12月12日支出 1億2991万9000円

b 平成16年2月27日支出 1億7863万9000円

c 同年3月31日支出 3531万5000円

d 同年6月30日支出 2億4071万1000円

e 同年8月31日支出 2億0059万2000円

イ 工業用水事業

a 平成15年12月12日支出 1273万3000円

b 平成16年2月27日支出 1750万8000円

c 同年3月31日支出 344万5000円

d 同年6月30日支出 2361万8000円

e 同年8月31日支出 1968万1000円

ウ 以上の支出合計金8億6216万1000円

その内、平成15年12月31日までの支出金額は1億4265万2000円、平成16年1月1日以降の支出金額は7億1950万9000円である。

水源地域対策特別措置法12条に基づく負担金の支出状況

ア 水道事業

a	平成15年9月30日支出	4307万0045円
b	平成16年1月30日支出	4828万4515円

イ 工業用水事業

a	平成15年9月30日支出	420万1955円
b	平成16年1月30日支出	471万0685円

ウ 以上の支出合計金1億0026万7200円

その内、平成15年12月31日までの支出金額は4727万2000円、平成16年1月1日以降の支出金額は5299万5200円である。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に基づく負担金の支出状況

ア 水道事業

a	平成15年12月22日支出	450万4360円
b	平成16年3月29日返金	9789円
c	同年7月20日支出	816万1040円

イ 工業用水事業

a	平成15年12月22日支出	43万9450円
b	平成16年3月29日返金	955円
c	同年7月20日支出	79万6199円

ウ 以上の支出合計金1389万0305円

その内、平成15年12月31日までの支出金額は494万3810円、平成16年1月1日以降の支出金額は894万6495円である。

以上の総支出合計金9億7631万8505円

その内、平成15年12月31日までの総支出金額は1億9486万7810円、平成16年1月1日以降の総支出金額は7億8145万0695円である。

3 そこで、原告らは、被告らの上記主張を踏まえて検討した結果、本件訴状の請求の趣旨4項を本書面第1記載のとおりに変更する。

以 上